伊勢家堂右之書 二

番外書冊

和書門
一七二四二 類
一二六 號
一〇 函
七 架
冊

内閣文庫
和書
一七二四二 類
七 號
一五四 冊
一四 函
架

武備兵法

内閣文庫
番號 和 17242
冊數 7 (2
函號 154 215

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

座右書巻第二

目録

征矢
野矢
雁俣
鏑矢
鋒矢
的矢
一手四目
四目
一手神頭

浅草文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

神頭
くゝり矢
犬射引目
笠懸引目
小笠懸引目
去禄くち
木棒類
矢羽
箆
矢たき
矢筈

矢印
矢音

国立公文書館
National Archives of Japan

一征矢　射御拾遺抄云矢の羽かつをはいてをとをはなて
神代よりこれを稚子の口傳雖有之義をよろしく及伝をもて
の世の矢八征矢とかくをとをはなて数廿五或八廿十六若しくは
又云同云矢をはなてハ矢をとをはなてすなわち家に伝
一射術指長記云矢のをもかつをはいてをとをはなて
稚子口傳をもてしるしをもて書のもてよろしく及伝をもて
八征矢をとかくをもて箭八をはなつをもてをとをはなて
略屬之矢数廿又或八廿六又ハ廿若射をのをもてをはなて上第引
をもてハをはなてをかくをもて同矢をはなてをとをはなてをのをもて
不すぐをはなてハをもて一尺動寸是年をもてをもて大将の御切者
八辞敬をもてをはなて又云征矢八をはなてをのをもてをとをはなて

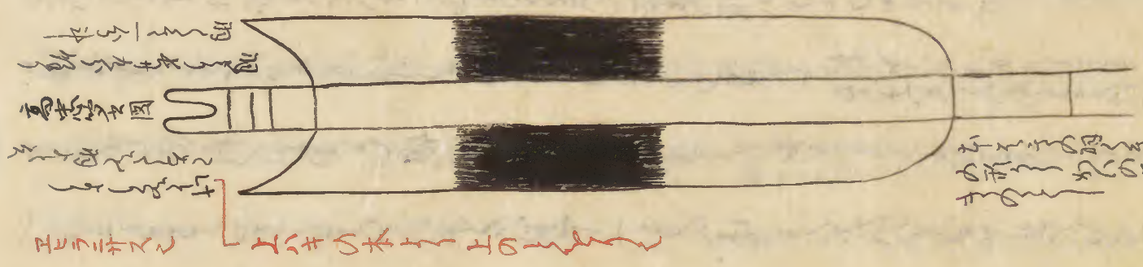

巻ハ三ツ[illegible]ハ一寸二分次第ニ一寸
[illegible]一寸ハ[illegible]巻ハ
[illegible]但[illegible]
[illegible]矢ハ[illegible]
[illegible]矢ハオヒ矢[illegible]矢根ハケシリヤナキバ
マキノルナリノシタホ[illegible]矢ハ丸根ニシテキの形ヲ丸くナリ[illegible]
一弓馬故実[illegible]矢の寸ハ
廿又廿十ニ[illegible]但内[illegible]矢二ツ[illegible]
一射[illegible]方角書[illegible]負矢[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]尾[illegible]
一又[illegible]
[illegible]
一又[illegible]矢[illegible]ハ人[illegible]別の[illegible]射[illegible]矢ハ[illegible]
矢の[illegible]方の[illegible]法の[illegible]
[illegible]
一随筆日記[illegible]矢ハ廿又[illegible]又ハ廿矢十六矢
[illegible]
但廿矢十六矢の時[illegible]
一上賢物[illegible]矢の[illegible]
[illegible]
少長[illegible]

一又云ふるの手は内御内矢とも
ともいふ 俗にいふて陽といふるんなり
一又云ふ皆如矢の頭へ征矢とも
ひなるもの
ひなるの付は必大なるものなり
同なるもの
一書札等雑〻用書云征矢
ものなり
一又云十ちなるものなり矢とは
廿五の内を二ちのけてとなるなり廿五なり
一弓法秘書云 征矢仕様の事 箭筈なるし節とも
と称して用いるものなり

ちなるの下めるを一束ともし羽は真ちなる羽又は小ちなる羽と
ともいふ 真又云真ちは大ちし 惠方如等大事ちとも
小ちは小ちなり
〻羽の手結はものの羽とをくもみて走り羽とをく
征矢は節をあるて筈はよるすあしのるに絶はるて
するるは略なし
一弓法秘傳用書云征矢と用ふる様ようす事なり羽
のるを略するすし相の方よくなるべし
一書札等雑〻用書云けん志なりと 剱とあるて伊勢
反仰の 矢又云尖反とは伊勢国の貞孝のるとして云し始るよ
けんぞうしとは剱の尻なるるけんとなるるは剱のるる矢尻なる
るを略るるるる

○一野矢　岡本記云野矢ハ白篦乃征矢の事と伝流
し　日本記ニ梳笄の二字を書ハ櫛ハ野山ニて生ハ野矢
野矢ハ
ハ

一寛正記云野矢の根ハ九根ニて射れハ後きくいすと
ふ射る手ハ
根ハ柳葉ハ中のものを
中のものを
根ハ九くあるとなり

一又云野矢ハ根ハ丸を内ハ廣のところの糸を依て
廣ハ
ハ根多ハ野矢の羽ハ鶴鷺の羽
又鷲の羽を
水鳥の羽
羽

一又云ハ矢ハ白篦ハ或ハ可篦野矢ハ也ハ
ハ
篦笄ハ
篦笄ハ
篦笄ハ

一又云方羽の時ハ征ハ小羽ハ必山ゟ荒引尾ゟ荒れハ
常の矢ゟ方羽ゟ荒ゟ多し野矢ゟ方羽の矢ゟ
すると猪矢かちゝく鋸尾ゟのたくゝゝ負矢云方
羽ゟ八四方
羽ゟ四ツ云の
るゝゝゟ

一又云天羽の矢ハ大中黒切斗書黒書るは一股の後まて
征矢ゟ用ゆ猪矢実矢ゟ白猪し巻る名ゟ羽ゟ
ゟハ実矢猪矢ゟ黒ゟ黒ゟ羽ゟ黒ゟ尾ゟ
ハゟのゟも白羽ゟ白猪ゟ白尾ゟ羽野矢ゟハ一股
のゟ

一又云物ゟ塗箆ゟかけを持来ゟ清ゟ清羽
ゟ白箆ゟ用ゟ負矢云野矢
ハ白箆ゟ

一かゝく同年記云かゝゟと云ゟ人の一ゟハ二まん拵ゟ
中来ゟ一ツゟ

一又云すゝゟゟゟゟゟのかゝゟの来ゟ又かゝゟの
ゟゟ射るかゝゟとゟ物系ゟ口伝あり

一又云かゝゟかゝゟかゝゟのゟゟゟゟゟ

弁親る形を考へ申すものかとよめるとる事なり
きと矢親る形をもつくるものなるべしとをけるものとあり
うつしよめるとし親る形を陸奥るめつとへとわる儒も
人のきとる事なり

一又えすあるとして之事申めつとを射て後やてかりもと射
るとをあるきとへとすあるまつくえるはあるもき
しめつとを射る二の矢をもつまつと射てきとへえと
を八海の孫之帝抛射るゆ肝潤と尾へあけかつまて
耳二のあるをきとをせて二の矢をもつまつとんて狐のを
尾を射ゆるきて有侍るゆめつる

一又[illegible]かりもつたるとむるゆハかけるゆ中をるきて射る時よめつ
けんきつきとをとをもつて射ハをとをのみて紫
たるとみたるをかりもつの方をつつしゆめきとたゞ
腰よりを時ハ羽の方と腰よりすして射笑とつて射ハをもて
つとよくあつて矢とをのをつしてて射し

一又之征矢とるハかりもつとハさしめ事し 矢はえ之征矢とえハ初之征矢と
後之とをとえ雁股ハをひつとを

一高忠卿書別記えをあつ事し
かりもつとすあつをるわるくばかつとすけあ
射ると射をあつをくし也る狐をこのをもる化をの
あをとハかつまつ射ると也るをもんの物化せる物をハ二日
をてをてをるゆつ仕二月をて射るをとをる遠あ

らんはちとハ引用ときめてまちがい化
ものの名をハ射くさくちかうこのきりおくとあつる
一又えがりまくのやうハ廣き羽とやり羽とを合ちかい羽と
小羽とをもやり羽とを寄るの羽とを小羽とハ山ものの尾とを
るし山ものの羽をハ化ものの名南色んの名ゆるし　貞丈云ハ廣き羽
廣き羽をやり羽と云内の小羽ハ中もとの小羽と
小ハとみの小羽と云ける矢羽の羽と云ます
一弓馬故実えがりまくかうのるの白篦と云て羽ハ鷲の羽とも
しるし羽とやり羽とを合て小羽と山ものとを合くし
一又えがりまくハ一ツ二ツとをし是と申ハ一枚二枚と人毎ときハ
習るとるもし
一又えがりまくの様くさくの様くさくの様くさ

きるもの〳〵はたゝんうるし又こゞ篦すすもこゞす
る細ハ麻もて射〳〵る時よきやゝかけあとをんうちよこゞ
のもとすもこ一股のもとも
一又えわりもの 中もの羽の矢の本もて羽と小羽と
こもちもそ〳〵むもも合て矢も先秘事の矢ものみ
たる矢ハ赤ぬりしたす行も
一又えわりゆゝうゝの小羽のすの羽ときとハ羽よもゝうゝて
こゞかゝきもこ長〳〵切るもあるへかす
一又えわりもゝの矢ものもとハ
りゝかきも
一諸書當用抄えわりゝあり南〳〵ちゝて方射ハかゝ

のもゝこもこもハすありもゝこもこ別〳〵よりかけハ常のゝ
えへ〳〵
一法量物異本えもかりもこ〳〵ハかゝもと射て折る射る
かりもゝとえこ只射るかりもゝとえへ仏わゝとえて
射る支もと
一弓馬故実えゆせかりもゝと只ゝ弓ゝるかりきて
しりもゝき業も
一射る方望ええかりもゝうゝのゝ白篦よ俗笠こ毒の羽
をとゝよきて山もの尾と有もこ射ますへ〳〵只こゝる
〳〵毒の羽もゝハ仏上生の羽山もの尾もゝハ雉のももの尾
たるへゝくゝゝ山もこ矢ゝ〳〵こもこ行れ赤

[illegible]

一弓法秘伝用書云雁股うゝハ節をもつて又拭竟をもて
る又ハ白竟をもする

一又云常よ人のかりまゝあてゐると射るとすりまゝて射る
と語る事あやまりしかりまゝやと射てそ仰ゆやて射る
かりまゝとすりまゝ云ハ二の矢射るゝハ仰ゆうゝ
すかりまゝと射るゝ仰るゝ

一弓矢名所之記持候の名所の図　真ゆゑかりまゝの羽
四つゝそちり

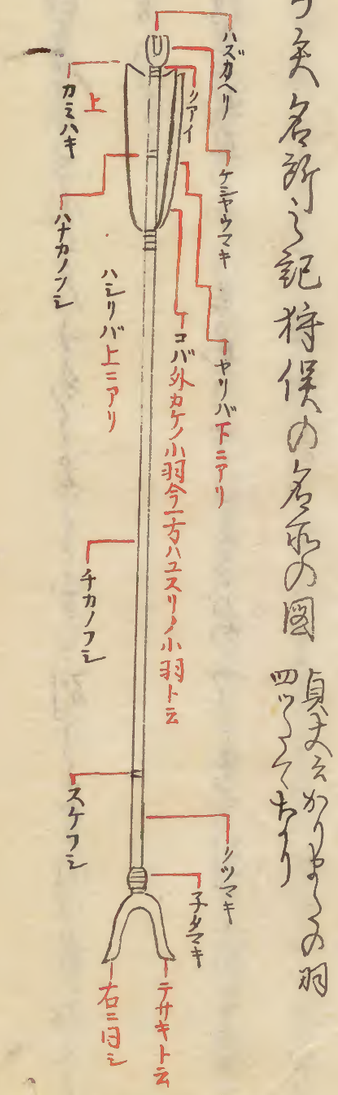

一用害記かりまゝの図

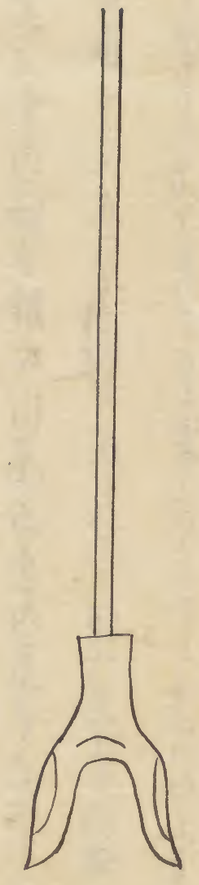

一かぶとの　射御拾遺抄ニかぶとハ長サ三寸七分四方にめ
ぐらしたるのぶちにて矢ハ竹にてくるゝ矢ハやはらかに
矢の叶用ニ又五月三日ニ成ル羽ハ生る羽或ハ雪
のゝ四ツ三ツ中の羽ニ雉の引尾山鳥の尾ニ成ル白箭
ニ成ル拭箭ニ成ル暗箭ニ成ル同系又ハ羽ト
ハかぶとのぶちにわり根本かぶとハ八月ニ成ル二月
ニ成ル　ちかゝ
ぶとのぶちの箭の叶ハ又ハ系ハ
かぶとのぶちにわり弟代ニ成ル行ぶちの口伝ハ
ぶちとりとも書義ハ不及ハ今世の矢ハ西ニ成ル
ぶちとす

一　射御持長記ニかぶとの長サ三寸七分四方にめぐらし

又五月三ヶ月ある矢し朴の矢ハ流獨百
朴幸の用ゝ根本ハ八月ゝ後ハ二月ゝ比ハ白箆ゝハ
すみ命ゝとも矢ハ羽ハ生る羽壽の羽ハ生るゝ中の
羽ハきしの引尾山ゝの尾ちゝ長ハのゝ白箆ちゝ長ゝ
時後ゝ赤矢つゝ二ヶ所計ゝ長ゝてゝきハと赤ゝて長
てゝるゝとゝすゝ矢つる長ゝゝ
一國本記ゝかゝゝとゝゝりゝるゝかゝゝのきゝゝかゝのか
ゝとゝゝゝゝ本の方とゝひきゝゝゝゝの本ゝ
一又ゝかゝゝとゝゝゝゝのゝとゝゝゝゝゝゝ仕只秘ゝゝのゝゝ
口傳ゝゝ有ゝ
一射御拾遺抄ゝ矢つゝ長ゝのゝかゝ白ゝゝよかゝゝれりゝゝ矢のあハ

矢つゝ二ヶ所長ゝゝゝゝのゝゝゝゝと長ゝゝ赤ゝゝゝゝ
ゝ長ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ長ゝゝゝ
ゝ長ゝゝゝ
一高忠卿書ゝかゝゝゝ矢のゝゝゝゝゝゝのゝゝゝゝゝハ四ゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

小羽と称もすこし又云箆ハ白のうるしをすハ物をすも
白箆なし但箭の形例或ハかゝるも箭を見て征矢のか
ゝるゝ事のつをすハ矢をゝるゝ又云ものかゝ
を糸をはゝて巻ゝるゝよゝるゝ又云ハ羽平と黄
すゝいゝをゝハ形なし但云て形羽平一形とゝげゝ
一形中ゝ一ゝ以上云形なり但羽平の物をすゝ物
をものゝて平ゝ又物一箭ゝをゝるゝ物ゝ又云矢つゝ
の事例或の赤矢つゝゝゝ云ゝ箭ゝ矢つゝ巻ゝゝかゝ
を糸ゝて巻ゝゝ巻ゝゝ箭ゝ巻ゝ廣ゝ云分ゝるゝ
云ゝ箭ゝ矢つゝ巻ゝゝゝ

羽より先羽とかくこと小羽より引尾をとかくこと女房
男房同じこれハ雪房と雪の羽山鳥の引尾なり
又えめつつの長サ三つ寸ハ二月と雁の角にて作り
て三方よりつつを張たくしハ南房のわつつの本と根本
ハ八月と後ハ五月四月三月まてくくる寸ハ今ハ二月と
なしすること朴のなりてくくる事なりこれハやつつあ
ゆるの時用し又えめつつの寸法いたくふとくなり
又えめつつ矢の事ハ中こつつ矢てつつ矢よりくきるの
事ハ後と南流秘伝と二とさすあるへかす
一鬼的南書之上矢ハ二寸ちあるつつ也ちある
なし

一高忠南書引記之南流とつつ矢よりハ長と編とつつ矢事ハ
仰ハ貞丈云ハ矢壷と云ハ古代の書なりこれハ皆つかはなくこれ
のなり今世ハ云ハ今世ハ云ハ皆つかはなくこれ
こなりこれハ古代ハ
なりなりの事

一弓馬故実之矢つつ巻こつつ巻こつつ巻事
し引の矢よりなるもの巻つつ巻すれ巻かのけて巻
たるとき矢つつ巻こつつ巻と貞丈云矢つつ巻の巻例る也
一射手方南書之矢つつ矢ハ白篦と
一上賢抄之矢つつのなかハ白篦と
とあり丁用羽ハ鷲の羽小羽とやまとの尾と羽の上の方上なり
九分計なり巻こと上なりの巻なりけるくしとなるて
うけとりてすること略なり生なる羽より雉の引尾を小

羽をすると白毫をしめすの長サ二寸五分八分五
ものこと也しかるに今八月二ノ節ハ鹿の角を磨
の角のハゞ六ノ三分二ツ〆ノ長サ
たるとのくてすると又白毫ハ祓筆
ものちなきて時用ゆるハ疾筆とまぜすこと
ゆるし　貞丈云此説ハ言葉ハ
一又云小笠原流ハ鹿ハ角ハ矢ノ矢ノ矢ノ矢ノ
きたる矢を祓ものとなれて前矢ノ矢ノ二ツ也ハ
ものとなる　貞丈云此説ハ言葉ハ
一又云南蛮ノ殺ノ矢ノ矢ノ矢ノ矢ノ
ものなる殺ハてきたる南蛮ノ矢ノ矢ノ
よりも殺ハ本来ノ矢ノ用ゆるものなり

貞丈云殺の時ノ矢ノ矢ノ矢ノ矢ノ
ものなる殺の矢ノ中の器ノ矢ノ矢ノ
ものを一編ノ仕ノ矢ノ矢ノ
一諸書常用抄云祓ノ矢ノ上矢ノ矢ノ矢ノ矢ノ
ものなる祓の右ノ方ノ矢ノ
一弓法私書云かつらの仕様ハ白毫ノ矢ノ矢ノ
箭ものなるのくに毫ハ略儀ノ毫ハ二節毫と用ゆる
用中毫ノ中ノ中ノ中ノ矢ノ矢ノ矢ノ矢ノ
ものなるハ二ツ也ノ矢ノ矢ノ矢ノ矢ノ
すけるきハとか巻ノ鹿角ノ鹿角ノ
ものこ牛の角ノ角ノ角ノ略儀ノ略儀ノ
をすけること異なる相ノ矢ノ矢ノ

一又矢かたの長サ三つ（ゆび三わせ）七月ヲ（廉角）ぬくと朴の木にて
すくるものあり是ハ流行る神事の時用ゆ又又月之月
ゆるくし根本かたハ八ツ月そ後ハ二ツ月ちと又羽ハ
雲の羽小羽ハ山雲の引尾をなくし小羽と上ちきて
ちきるくし矢丈之作流ハ小羽と上ちきて羽のあり様ちきと
りハ山雲の羽小羽と雉の引尾をなくし四ちきるく
しすかりちきちかりのこしくし同系

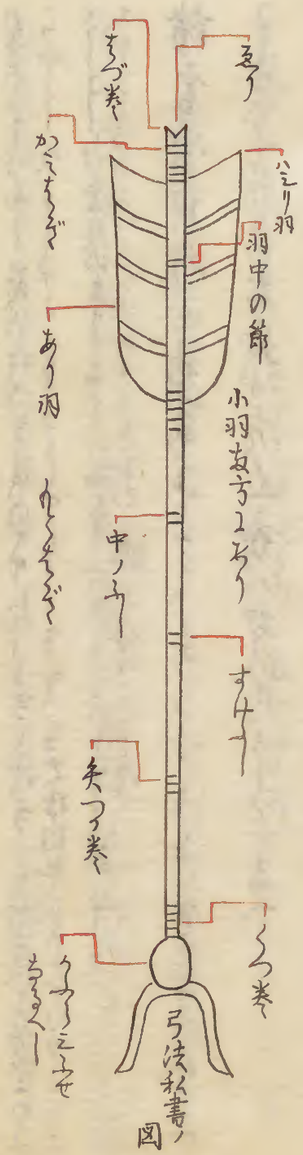

一又ちかたの羽の名のる走り羽（外掛）（けこ二ツハ小羽之）（遣）ちづけ（弓摺）ちり常れ
中り羽平羽中の節の月のとる矢をもかりすあり
ちり同系也るハちちよ山雲の引尾をなくる羽ちち
小羽ちちと四ちちの時ハ羽の名一ツ名ちちり（貞丈云羽中）
羽ちちけ四ちの名ハかちちり
四ちちの矢ハちちと同名ちちり

一射手方聞書ちかちちの（小羽之）
ちちの羽ちと羽中ちちちちちのハかりまちれちちのかり但
し矢丈之小羽ちと羽中ちちちちちるとしけいちちかりちちの
ちちちちちと小羽ちと羽中ちちちちちるハ小笠原流ハ流千他流之
ちちちちち

一用害記ゝ矢の図

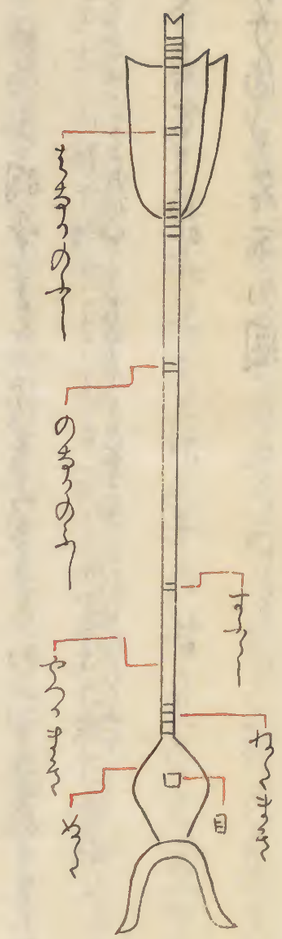

一特詞記ゝ矢の図

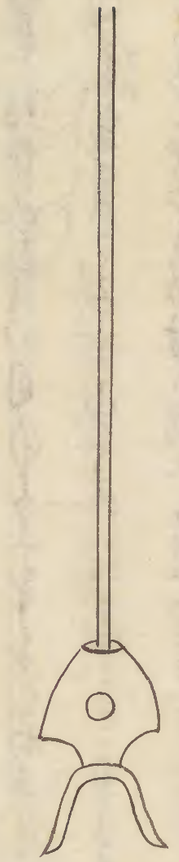

一弓馬之冊ゝ矢の図

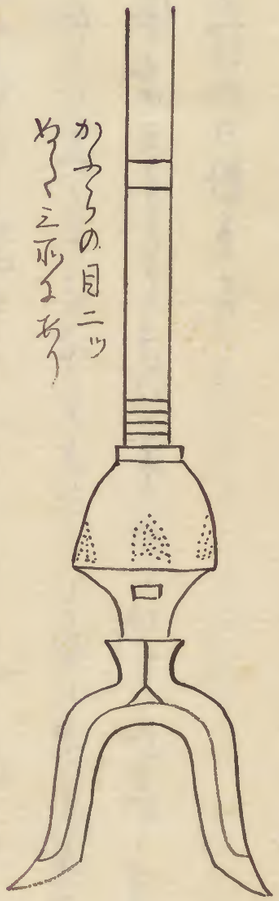

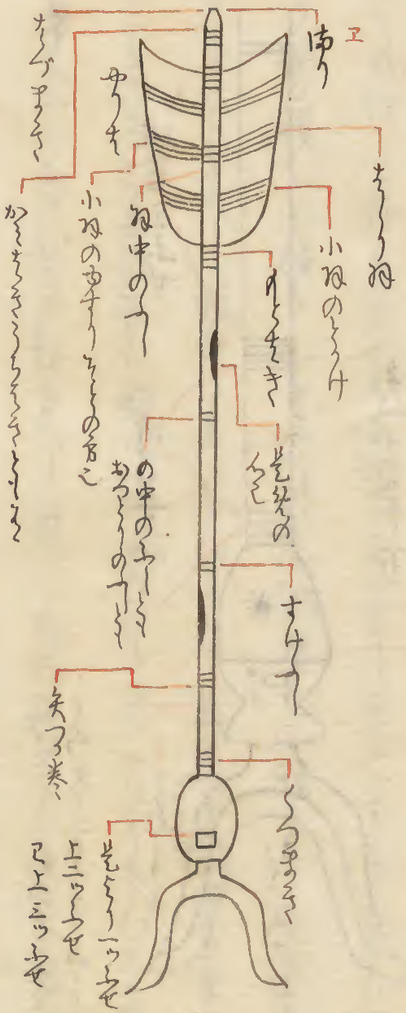

一回前

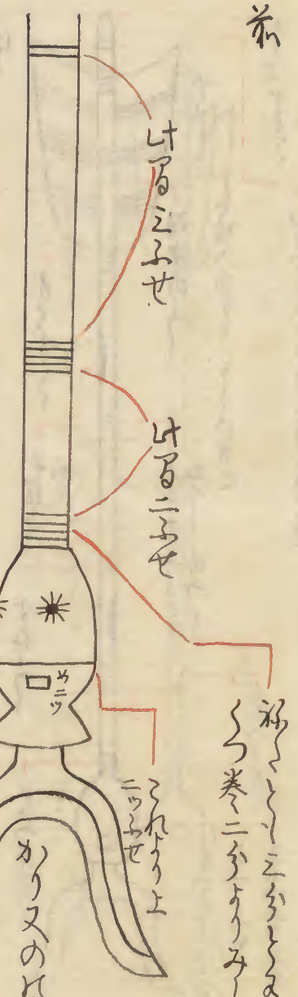

○一ときや　岡本記云あり矢ハまさきくろよ似る根の
事と申ハ口傳なり
一高忠聞書云ときや矢ハ事ぬかけよぬきハよ
きすぬハ切つきを切ともくしいく切ハ能と云ハ不定但お
つときすぐ〳〵能中のやこと能下形是なるれ
るくし好く考ハよりあるて考て毒なるぬるくしこれ
まで八何〻師矢よりなる事なるよりきこそぎやハ四之こ
羽ハ鷲羽と小羽を山をの汁尾と外こ小羽をときをを
まてとをすくし羽中をとをくるの高屋よりなる事こと
かりをを一をのあこ羽ハ的矢のく一ハをもむきれる
へし又一ハ和也をたるくし何〻四向のよ下人あるる

度々尋ねもとめて漸一本あるを見あるに卯月
うへとて南蛮の人を来れり作と又ためしあり矢を
見たるよすを主有り別紙にてしるわくかのもの

高忠聞書のとある矢の図

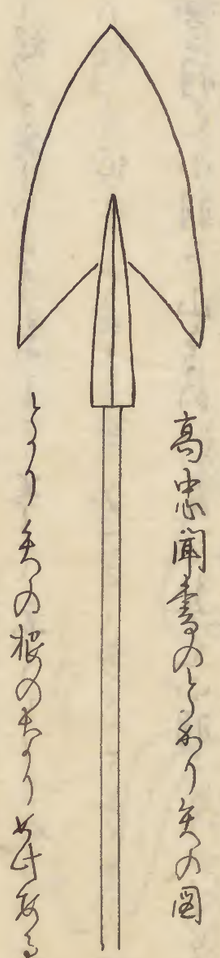

とうの矢の根のもとに牛角あるべし
大小八弓の力又八尺のうのうのうるべし

一高忠聞書別記とうの矢に四ツ立ちるべし鷹の羽て
さしとまるの羽のもとにさしあり
一射手方聞出とあり矢のうしはよすまてこうに拾
口伝ありとなり

一又ととうの矢まてはけたるこの物と射るこうあり
一上賢抄ととうの矢の来たるこうの物とおしこの征矢
の篦こうこの同りのもとまぶかにて四ツ立てし羽は鷲の羽
わるべし小ねの山のうの尾を射るこうこう
さしまてとうとうべし
一又ととうの矢は一寸の長さ羽は一八卯白一八四もきたるべし
一又ととうの矢八尺のありてとうとうべし口伝
あり
一又ととうの矢征矢八寸の巻ちりの巻ちりの月と
本とうとうとうとうとうとうとうとうとうとうとうとうとう
さぎあるとうの羽とうの羽とうの巻ちりとう

一又ようの矢の尻その羽音の羽音と又生羽きと
矢ゝ鏃の羽もし小羽を山ゝの尾ゝ
一又ようの矢の貞丈云ふ矢ハ鏃矢と
ようの羽の
ようの矢ハ
ようの矢ハ
所用物語
ようの矢
一弓法和書云上ようの貞丈云ふ特羽記廿五矢の図ようれハ中ようの
ようの矢ハ
ようの矢ハ
ようの矢ハ

○一的矢　射御拾遺抄に的矢とゝ的をゝとゝ
一射御持ゝ記に的矢の事之節箙に的をゝとゝ
一羽切矢　小中黒尖鏑之のゝ箙に雁の羽
ゝ射ゝる矢ゝ的矢ゝ射ゝ矢ゝ的ゝ射ゝ矢ゝ雁の羽ハ
ゝ雁ゝ羽のゝ雁ゝ羽ゝ強ゝ
一圓的記に的矢也ゝ南ゝ北ゝ東ゝ西ゝ小笠原
ゝ流ゝ也ゝ射ゝ方ゝ也何度ゝ作ゝ白ゝ羽ゝ矢ゝ也
ゝ的矢ゝ也ゝ
一又ゝ也ゝ矢ゝ的ゝ射ゝ的矢ゝ也ゝ
矢ゝ
一高忠ゝ的矢ゝ箙ゝ箙ゝ

すげうを西もくしうハすけうの甲の的ゝうのお
ゝりゝすハぬゝぞたるゝゝうゝとゝけつるゝゝ的ハ生ゝ
的ゝゝ射よきり所用すけうゝゝゝゝゝゝて発くつ
巻ゝハ是ゝゝゝるゝゝしのゝゝ能すゝすゝ但略儀ゝ園的
ゝゝの時ハくゝるゝわゝゝてゝれゝ武の園的ゝゝ又ハ百ゝゝゝ
の射ハのゝゝ能ゝゝは射ゝゝゝゝ流所的ゝゝの時ハゝよゝ
及不可ゝ

一園的南書ゝ的矢の甲矢（ハヤ）乙矢（オトヤ）の業ゝゝゝ羽よゝゝ方
ゝゝ射ゝゝゝハ甲矢ゝくゝゝの方内ゝ射るハ乙矢ゝ但ゝゝ
ゝゝと甲矢ゝ射ゝゝゝ口傳ゝし 傳

一又ゝ的（下ニ又出）矢のゝゝ矢ゝゝ人中ゝゝ中ゝ射ゝゝ只

外内ゝゝゝゝハゝ知て甲矢乙矢ゝハ秘
ゝてゝゝゝゝゝゝゝゝ 刑

一又ゝ的矢のゝゝ能ゝゝて流的ゝゝ射ゝゝゝ
略儀の事ゝ自然園的ゝハ不ゝゝゝゝゝゝゝハ
推ゝゝハ射ゝゝゝ 仏 流儀

一又ゝ的矢のゝゝ乙矢ゝゝ人中ゝゝ中ゝゝ只外内
きゝ内ゝゝゝゝハゝ知て甲矢乙矢ゝハ秘事
ゝてゝゝゝゝゝゝゝゝ 刑 甲矢乙矢ゝハ射る時矢の先ゝゝ

外ゝゝ内ゝゝゝゝハ矢のゝゝ中ゝ中ゝゝ射ゝゝ的ゝ射
ゝゝ外ゝゝの矢ゝ甲矢ゝ射て次ゝ的ゝ射
外ゝゝゝ甲矢ゝゝ内ゝゝゝゝ乙矢ゝ射ゝゝ的ゝゝ
りゝくゝゝゝゝゝゝ 真ゝ説

一又ゝ的矢のゝゝ根本ハ六ゝ但能ゝくゝくゝゝて

延徳の頃ハ是を今てきくし

一又云的矢の羽の中きり妙中黒小中黒の頃ハ甚よもし

より小中黒ハ用ゐる勢し此之色衣式的矢よりきねし

一又云的矢の くり巻ゝ りゝの うゝのきゝとゝの系ゝて

少巻ゝを巻ゝ矢つゝ巻ゝ中ゝ中ゝ きゝて ハちゝ

矢ハ巻中巻

一又云的矢の羽ゝ中ハ大方先云す外よもくし

一高忠聞書別記云的矢の羽ゝゝゝ巻ゝ外ゝ

ゝゝゝ羽ゝゝ羽ゝ羽ゝ

の羽の ゝの羽ゝハゝ ゝの羽ゝゝ人の方ゝゝ羽

ゝゝゝゝれん時ハゝの羽ゝゝゝ羽

ゝゝ巻ゝ巻ゝ巻

八射の射の先後の次第をとりて名目をつけたる内句の一名と甲矢外句の一名とをとりて名付たる内句の一名と甲矢外句の一名とをとりて名付たるものなり

一又云的ようるはそれぞれの矢と用る事なるとは的の時係る句のつまるものなりとの射ばかりなるもの

一的出張記云是矢射矢よりして矢と射替ることの外句と是矢を射内句と射矢を射ると叫る秘伝なる方もあり口伝なとと云矢事ちがい矢弧(ちがいのまま)を射てしまうる事なるべしすべきなり

一的出張記云的矢ハ云物一筋なるものの名称別成ること

一又云的矢ハ弓にかけるばかりなるべきなり筋と云事なれ去略伝しんたくし

一又云的矢かく筋なるは。自然的的なるべハ仕方也と略して

（けり筋又云ること）

作なり

一又云的矢の根とりてつくるべし

一又云矢と一筋中ハ的矢ばかり（神政）二つづつの事なり（貞文云又一説ものなり一説）

（ものハ事のものなり）

（ものハ遠方）

一上賢抄云的矢筋ハ中七寸くらいなり

一又云的矢のうちなるその由（オヤビハ中ものの内のうちなるとの事）の者なるべハ中ものの

（樺）

ものの間ハ者なるもの所ハ中ものの

一又云的矢の羽ハ者の数ハ五ものなるべしすべてのものなるもの

てまるうるべし

一又云的矢の羽の事なるの羽可強ものなるべし可有

評致さ〳〵きの四矢のなれ時し又ゑ雁の羽とゑなれを
きの的ゑハいかゝゑ又ゑゑ〳〵雁の羽をゑなれの的ゑハう
あれ又ゑゑ〳〵雁の羽をゑなれまなれ用れゑハ時ゑなる
時ゑゑ又ゑゑ三ゑ今の時ゑゑもうゑハ是つゑゑと一ツなれ
ゑゑ〳〵時後ゑゑゑ又ゑ清羽ゑ〳〵的ゑゑよなゑ筆十四五の筆来
后ハ自然なゑゑゑ〳〵ゑ射ゑゑ〳〵

一弓法秘書ゑ的矢のゑ筆ハ徒筆ゑし筋をゆゑ〳〵しのごゝ
篭白篭時後ゑ筋ハゑ一つ羽中とゑゑ羽中篭中射
なの筋ゑし射なの的〳〵ハゑ三ツゑなし（貞丈ゑ〳〵つゑの方五筋ゑ〳〵ゑ）
又ハ四筋篭ゑなゑ時後ゑし羽ゑハ小ゑ羽大ゑ羽切羽大
中是妻是ゑゑ行ゑ生ゑゑ羽ゑななし小中是ハ若ゑゑ

ゑ射ゑし〳〵〳〵小射ゑ（貞丈ゑ〳〵弓太筋の外の射ゑと小射ゑと）ゑゑハ評致ゑゑき
し射なのゑ〳〵ゑは的ゑゑよゑゑ〳〵ゑゑ〳〵ゑゑ〳〵

身丈ニ右の図のイタツキ甚大キニて首ニ如此ニてハまくうニ付ニ生ハイタツキの形をとるべくとゝ[illegible]

一一ゟ四月　射御持長記ニ一ゟ一ゟ[illegible]

一高忠角書ニ一ゟ四月の[illegible]

一同ゟ記ニ一ゟ四月[illegible]

口伝あり

一上賢抄云一ゑ四月のかゝ第二きる弁所二ゑ少しかそる
ゑ[illegible]　貞丈云此条ハ第二ゑ弁所のうゝ[illegible]の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
ゑ弁所の説上賢抄引たる条ゑ今もゝ
如[illegible]ゝけをとりてかるゝ但弁所のかゝ[illegible]ハ[illegible]ゝけか絵ら
て小羽と長ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハかゝるまゝゝ　貞丈云[illegible]
と[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

てくるてよとこの茶をてよるものをきせて（貞丈云ものをきせてハ本又ハそんをきせるも）ぬ
ものてらくゝ文をとるこ四月うゝ之節羽平ニてろハされ
ハ羽平のふるものを用るこ也ゝ四節毫ハ時候ニ又節ハ
かのびゝこゝ苦かゝて常ニ時候ニゝる百四月かゝの
羽ゝ廣ゝすゝるものハ自然笠無たゝ暑ゝ対へきるゝ
四月うゝの羽ゝ矢所のゝ有くゝなるくきこゝるゝ有るよ
か廣ゝおすゝるものゝ

一又云四月ハ矢所ゝ同後ニこれハ茶屋角ゝかゝゝ
四月ゝてゝ矢所ゝゝ対るゝこ対茶屋角ゝハ四月ゝ
対るゝ面るゝこ四月ゝ矢所ゝゝ対ゝ同後ニ

○一四目　高忠聞書云四月のすハこゝ目ハ四ゝ有るゝ
こ四ゝ有ゝゝゝゝゝゝゝゝ但目ゝこゝゝゝゝゝ苦ゝ
ハ時候ニ四月ゝハ日かゝよゝゝ目のゝゝかゝらのゝゝ
すゝゝゝ茶ゝて茶ゝすゝゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
文ゝ有て毫ゝ有ゝこ又ゝゝゝゝゝゝゝ舟ハ赤ゝゝゝ
有ゝて茶ゝ月ハゝゝゝ毫ゝ有るゝ毫ハ時候ゝゝ毫文云赤ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

一扇境ニ四月ちんとゝ引見ちと暗よりたゝたまりとゝ
ちゝあゝよりすんゝもちよりゝ時と同し

一又ゝゝつゝ小ちゝとハちんすゝゝ四月ゝて射るゝ

一上賢抄ニゝのかゝとゝろゝゝゝすゝゝゝゝゝ設仰ゝ

一一ゝちんとゝ　射御拾遺抄ニ一ゝちんとゝの事ゝゝ
とゝゝて[illegible]ゝゝゝゝちんとゝのちゝゝ
ゝゝよいゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
よゝゝゝ

一射御持長記ニ一ゝ神所の事ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
よゝ同ゝよゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
入て九番ハ先ちんて射ゝゝ

一同本記ニひゝてちんとゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ちいゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

一高忠甫書云一ゑ志ん[illegible]のこと[illegible]の鎧ハ[illegible]
のこと[illegible]ハ[illegible]
腰巻[illegible]ハ生る[illegible]
ハ[illegible]但[illegible]
志ん[illegible]ハ[illegible]
せこと[illegible]志ん[illegible]のめ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]一所[illegible]
一所鎧[illegible]一所[illegible]
一ゑ祢[illegible]又[illegible]
但略[illegible]鎧[illegible]
一又云一ゑ祢[illegible]鎧[illegible]

[illegible]付ハ[illegible]
[illegible]ハ略[illegible]志ん[illegible]の丈ハ[illegible]
[illegible]
一高忠甫書別記云一ゑ志ん[illegible]の長サ二ツ
[illegible]月二所[illegible]
[illegible]ハ川[illegible]
[illegible]
一弓馬奴奥云一ゑ志ん[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一射手方用意之事専ら先矢ごとに射る事にて
のゝち能くとゝ又ふかけすてとゝの糸
めのとゝなかゝ工夫くゝなるべきとゝ
けハゝるゝ一本きんとゝ大なる的矢
のごゝ
一上賢抄之一本きんとゝのゝ能ハとゝ能
ちゝんゝふけとゝとゝてゝるゝすこ
とゝとのゝてゝとゝとこゝ和ハまるゝねゝんゝを
きちる糸とハ黒くゝなるこ
一又之ゝ中ハゝ能ちゝすゝふとゝとゝ
一又之ゝきんとゝハあゝゝこ矢大之ゝゝ
の指のかゝこいゝとゝかゝて

すゝるこきんとゝのゝこゝこゝをたゝくゝきんとゝの形

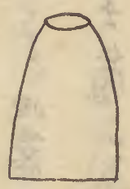

一本きんとゝ
きんとゝのゝ地を作て黒
ゝてゝゝりゝとゝこ

ちゝゝとするこ細ハゝれ反ゝこ仮隆乳のあるゝ
ゝるゝゝ反ゝこ糸とする指ゝゝとゝ巻
て隆乳とゝてゝる指ゝゝ又きんとゝ形ゝ木を制て
ちゝゝの中へてゝかゝこてゝとゝ制ゝゝゝる指ゝ
ゝて地と作てゝるゝ糸ゝ口仰ゝ
一又之一本きんとゝ略後之ハ方のゝきんとゝと二形て
と一形ゝて巻て木ハひんゝきゝてゝすゝ能ゝけゝ
ゝる

一（以一条院ヶ）又ゑこちんとゝの事ハ物の矢筈ものと一つゝちもきを
二ケ所ハよゝゝ
一弓法秘書ゑ一ま矢所（貞丈云矢所ハ弦所皆ちんとゝ）のる竟と節と
ぬるゝしのゝこん竟ちゝは略伝ゝ筆ハぬゝ筆ちのとをぬゝ
一ハ出るハをけてゝゝゝゝ矢所ハあゝつてゝる
ゝ長サ二ツ持よ如ゝゝ○竟ちゝよ形ハちゝちの先を切り
ちる持よちる上を重てゝ物とゝゝ重てゝ手ちゝてゝ物ゝ
重ゝゝゝゝ

すべて二寸二分半ヶ切入まきて上を黒漆まちまる

一弓矢名所の記矢代矢頭名所の図　矢代上一ヶ所ずつ

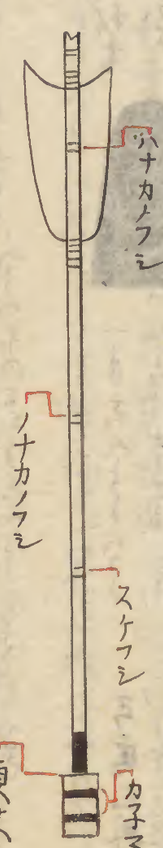

真丸ニ付図写誤
ちがい付角の形
九ちがい

一用害記一ヶ所ずつの図

一大退物用書云赤良竹さき　弁ずるハ一ヶ所ずつにて是ずつ

其のまゝ竹或ハのぐるの様にて紙の矢にて射る者

まれなり

一小的者云矢代ハ一ヶ矢所の早矢として用るもし但弓

武ハかゝのゝ常ゝ任只ずつと用業者

一ヶ矢所ハすべて日ありまるとりて射ず第一ヶ所ずつ

とゝとゝ出せハ或ハ矢代ハ是ずつ武又常より人矢代

ずつとゝとゝ矢代の矢所ずつの文字を入てずつきの字

ずつれハ一ヶ矢所の類より矢代矢所と別よりて用ゆる

と矢代矢所とて別ずつハ有るべしゝ

○一ぎんどゝ　射御拾遺抜えめ行ものゝえハえんとゝ　ちたゝの
きゝ或ハ引目のきゝゝめちゝと考ゝとゝゝし又ゝ行ゝ考
ゝゝハゝゝ考の上ゝ考ゝとゝゝし

一高忠南書ゝえんとゝゝハあゝ西寄りいゝのゝちゝてす
ゝしえんとゝゝの中サニツゝ中ゝしかきり入てゝ西書てよく
ゝてゝ中ゝゝ地ゝてゝめゝかゝて遠ゝゝゝゝゝとゝて
めゝえんゝえんとゝゝの形ハ偽ゝゝ

一扇後ゝ四目えんとゝゝ引目ちゝ腰ゝさゝ中ハ走羽ゝゝ後ゝ
ゝ抜ゝゝ鞍ゝ抜ゝゝる時ゝ同ゝ

一高西南ゝ刑記ゝえんとゝゝゝゝハゝゝゝ高西ゝ考ゝ挟西射
ゝちゝゝ

一弓馬奴矢之うつ者のよそほひ弗所のる弗所を申て切
入てきたるの者同と者うるもの能ハ白能たるく
うれ共ハ当用と分ハ　貞丈云うつのよそほひ弗所しハこれを
腰くゝりの弗所とりしうつをとそうつのよ
又赤ゝ　ゝゝハ巻ゝ　ゝ　ゝ　

一弓法秘伝聞書之矢所の巻不可かたるべきこと
こゝろし切入て
まぎらわるべし

一又云神法よつの事とハ弓矢足ざんしゝ仏事をとゝ不云こと
矢丈云ハ弓の矢と神所列と仏事とをとゝ一ハ神所と上さの神所ともんゝゝのゝ
をつの事とりよくもゝ一ハ右のゝゝりつるし上さのもんゝゝゝゝハゝさの
さんゝゝゝゝゝゝ右の上さ寸
ゆくよさのさんゝゝゝゝゝ

弓法秘書
一 神所の図二ツ

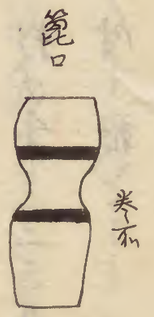

一用害記神所の図

一弓矢名所の記

神動の図

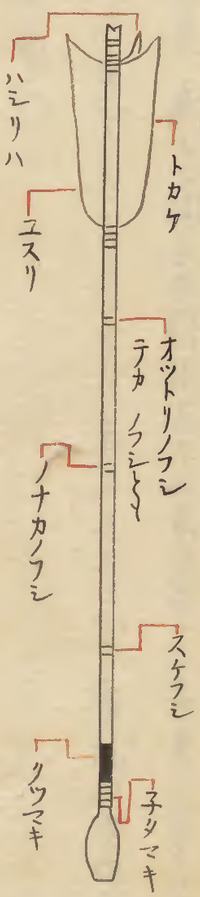

一太追物聞書之奈良之笠書し神こゝの事一ハ神所こて是く
めつ篭よつゝ中或ハのゝゝ篭すする秘伝の矢まて知る
者まれこれを墨こて掌こ入こ五ゝのゝ篭或ハ野矢之
ゝ接へ山ゝの羽きゝれゝゝ尾ちゝゝ甘以ちゝ手ゝゝ
ゝゝ羽手ゝゝ神こゝのちゝ大分ちゝ

国立公文書館
National Archives of Japan

○一犬射引目　射御拾遺抄ニ犬射引目とくろくぬるハ略儀ニ

一射術拾長記ニ引目ハ根本ハひきくるの写真を考ヘ有り仍
ひきくるの目とくろみり　説明ハ略ス　寸法ハよくしら犬
射引目是くろくぬるの略儀ニ根本ハ赤漆ぬるくし一説ニハ四
ツヒ一本ニハ世のもしくろ革ヲてゆくし先を矢ゆいとこ
長サ廣サ有ゆくゆけを鞠の緒ゆゆ外て引目の中よりす
ゝ射る異ゆくよりくぬるハ矢ゆいてトとおくことほて
むくとくきを九度のとくゆ先をとをて二ヨ打ておくくるけて
矢ゆハ中ゆくゆ一寸ゆておくゆハかくくゆ九度とくるゆ
先ホハ不及沒ゆとりくくゆくゆかくくゆ物の以骨の遠ゆ
くきく故先ゆ記せり

一図ハ記ス引目一歩ニハ世のるも引目一ニハ四ツのるも
引目すりはすハたゝ一歩のうちもし同ゝ世ちうも
これハ一ニくの分ちたゝ一たゝニくもハいきちうすう
ての素し歩一の口伝も同一ニくすりはてハかゝ
くは
一射御拾遺抄ニ紙ニくハ志んくゝちのきて引目のまぎ
ニくをまゝくとらつて
一ニくをもちて大射ニくと南せてきうて射走羽まハ意の
羽和(トカケ)盤ニハ生ニ羽ニつ深羽と分くゝませきよちけ
ニくの大射ニくちてハあるまゝきし又年ニくちど仕
走羽ニ意の羽と分て強ニの羽と生羽とをるもう

又走羽ニ生羽と分て強ニの羽ニ疎の羽ちくとと分くゝ
是ハ皆ゝ略伝ちきれの中の時ハ射きちう検見意の
羽ニ疎ニくちうませてきの時の後ちう又ニませきよ意
の羽と疎の羽ニ二ニくちるまきくニ生羽
たるる生羽一ませて歩ニてハちくまきし
一又ニ少人ニくの大射ニくとハ皆深羽ニてちくきし但
略伝し細ゝの大ニくちうハくちうめ千ちる深羽の矢と検見
同ニ射深羽ニくとちませてきの時ちくちうきし皆深
羽ニくと矢とちくちうか人の射ちく射ニくちてハあるちうき
ちう略伝し
一又ニ引目の大伝の事別紙ニ注ス知ちう笠懸ハ射羽の法代

より射そこなうこと有追物ハ生成の射より射そこなれ
たりと後ちそなる引目と[illegible]より[illegible]を[illegible]と[illegible]
より皆〻中倉と[illegible]のよりより引目と[illegible]ちかれ
ちかり引目赤〻ちかり笠懸引目て射そこれ
たりまりり赤〻ちかり

一又云大射〻ハ白箭たること初ハ生成ちかり射そこきり
ぬちかりかりちかりきりるもし但又官様又ハ管領なる
るハ不及是迄おいのくハ馬手能又云大射〻ハ横さき
ちりはりりり

一又云畏目の塗文さろくあるなるこしめること文さる
ようこもこうこしこくのさるようこ酒とまぜて塗くし
きハすこ入て又赤漆ともめるこ
一又云畏目一本こに二十こ一こうとハ四つこ又一本のうこと是
革ようて結くし革の度サ有こ又ぬこくべ革ようこ結こ

哈羅也但ハ者叶革ようこ矢ゆひこと
一又云太射ものの羽のもの長サ拾四分　真丈云九寸
図ろう

一又云太射ものの篦こうして彩くし　真丈云人のもハ大
篦強くうつくれこ篦こうこうこう弱　ちれハ篦もし小ちれハ
篦ちくきこと用ゆ細ろれハ引目大ちる物故篦ちくこ
けハ罕こ金の字　真丈云金　仮名のぬるくしくもしのるう法方
ようこ沒ちこ
一又云ちこの革一条くし何文こ有者又内ゆこの度こ

て巻しとゝなきその外八筆巻ゝり糸まて巻てしゐ巻か
その外四つゝるゝて十八略後し
一又ゝゝゝぞゝの筆（小笠原）小侍別ゝて糸巻ゝるゝおゝ又
羽きねと貞丈ゝねき絡とハねの（小笠原）小指別ハまゆゝの皮ゝて
ゝゝゝ

ハかゝて糸と文ハ切れ又ハ紙同の形ハ角にて菊の花の形と
ちり入られたるハ常徳院殿御代に細川淡路守調進
進ぜしの度ゝハ二束ゝ調進
一又ゝハいとハ撚なく一束の引目持て出るゆへ有のまゝてゆい
とと持たるまゝハ引目の長尺をかくてあゝ又太平記曽我
ハあるとすゝてゝくるもし矢由ちの革の形てあるの俗とも
もし一束の引目と一つゝ出ちゝハ長さ
一高忠聞書別記ゝ大将引目ゝもちゝてゝ出るもちの
時書の初ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
一又ゝ大将拳目の初ゝゝ四寸二分ゝゝゝゝゝゝ
いてゝゝゝゝゝ二ゝゝゝハ二ゝゝゝゝゝゝゝゝ

一対ゝゝ方聞書ゝ拳目一束ゝハ四十のゝゝ一ゝゝゝ廿一の
束ゝ秘束ゝ但山城守殿ハ俗ゝ千仁同太馬殿ハ
俗ゝ 貞丈ゝ是小笠原の役ゝ千他流の役ゝ
ゝ聞ゝ昔ゝ年の実説ゝゝゝゝ記之
一弓馬聞書ゝ引目ハ一ゝゝゝゝハ四つのゝゝ一束ゝゝハ二十のゝゝ
一上賢物ゝ公方様御代対ゝゝゝゝ能ゝゝ公方様の束
対ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ
一又ゝ引目の矢由ちの革出るゝ革ゝゝゝ廣サ一寸半長サ
ゝ千
一又ゝ引目ゝゝゝゝゝ鳥羽二つゝ雪羽一つ矢ハ鷹の羽宮羽
ゝゝゝ由千ゝゝハ生ゝゝ雪羽ゝ生ゝ羽一矢ゝゝゝ

かゝす又こゝろ今の射場の和ゆもりをもねとゝ
とねゝるゝし

一又云今小笠原信濃守信入道長子息又右衛の腰ゝは
志ゝ和よ寸の和ゆもりゝゝ小ゝ和ゝ也とゝ書ゝ
寸よ小ゝ和と志ゝ和よ寸の和と申すゝよせゝゝゝなゝると
ゝゝゝ仕官但ゝ也ゝゝゝゝ同信濃守の腰さ
しの和ゝゝゝゝのゝゝ志ゝ中ゝゝ和ゝゝゝゝ 貞丈云但ゝ也ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
但法とすゝゝゝゝゝゝゝ又信濃守孔雀の和と用ゝゝゝ也又法とゝゝゝゝ
ゝゝすゝゝて和ゝの和ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
の家の人ゝゝ云法のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝハハゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

月ハ五月五百巻くり引月の大小ハ弓
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一又云太刀引目ハ[illegible]の形を菊の花[illegible]
[illegible]なり何[illegible]毒[illegible]又毒[illegible]れ引目 貞丈云案ずる南世
[illegible]人毒[illegible]
[illegible]ハ近代のもの

一又云太刀引目ハ[illegible]の物[illegible]系[illegible]き切[illegible]梅[illegible]ぎ略像[illegible]
太刀[illegible]はそよぐ[illegible]ずつ[illegible]れ[illegible]
[illegible]

一又云公方様の浄引目黒[illegible]ハ二ぢ[illegible]巻[illegible]
胴巻[illegible]巻[illegible]の巻ハ黒かる
[illegible]赤漆の浄引目乃時ハ何と巻[illegible]巻[illegible]ま
[illegible]

一又云太刀[illegible]黒[illegible]の入[illegible]又ハ深正か弼
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]ハ用[illegible]す 貞丈云深正乃
[illegible]黒[illegible]皮の人ハ何ま
[illegible]皮の行時日皮日泥陸地の内黒
一又云引目[illegible]の切[illegible]て巻[illegible]
[illegible]巻[illegible]の切[illegible]巻[illegible]ハ[illegible]巻[illegible]

一弓馬之冊云 四月ま竹の根大きく[illegible]

貞丈云此品ハ竹の根引目と
太刀引目とあり[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一弓馬之冊太刀引目の図

又不考又行を表ける
こ丈火去金水又八赤
こ丈ハ但黒こ丈

一弓矢名所の記引目名所の畧

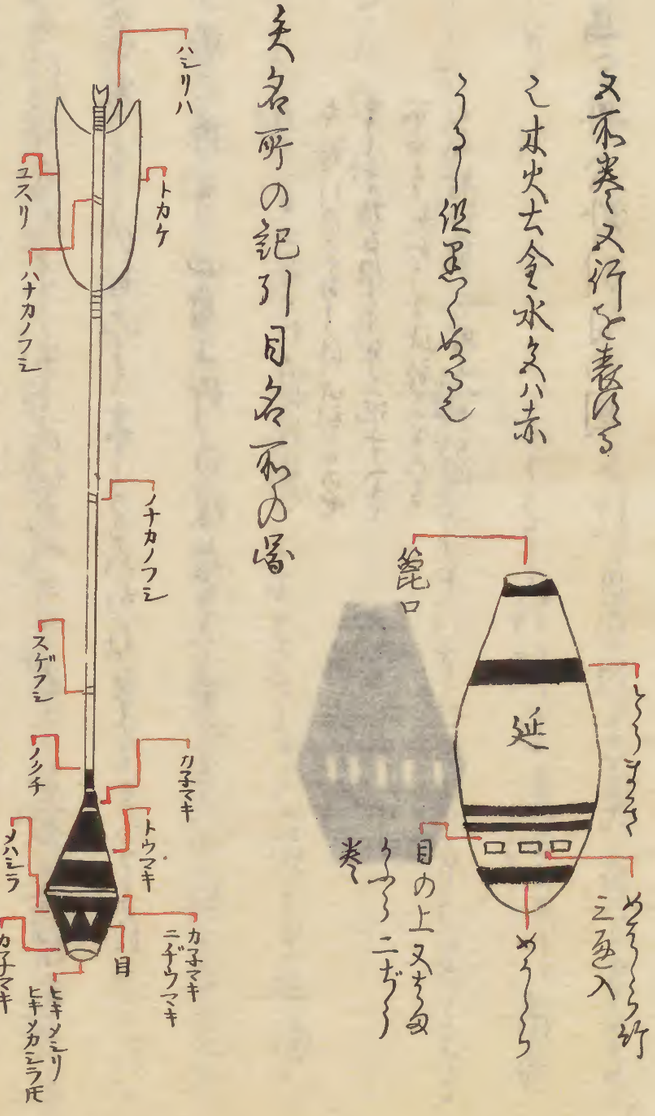

一大遠物見積こ丈の引目の事ハ大ようとあるこ丈ハ
たるもあるいくとこ丈ハ大ようこ丈ハ若こ丈

すこれハ不捨矢こ丈弓ハつよく又見こ丈吹れて必当る事
あり

一釜鶴聞書こ丈 小倉左衛門尉実隆の物語こ丈 多豊の大遠物とて皆こ丈の人物
所ハ多賀新右衛門尉の引目ハハ多賀流家 多賀左衛門尉
ハよく吹こ丈こ丈あり豊こ丈 豊後
きこ丈こ丈ハ大こ丈こ丈ハ大こ丈こ丈ハ小の折こ丈
こ丈こ丈こ丈

引目のうちかくうちを去くるもよくそ

一又云薬苑院殿様法付法引目尾ハ菊と申すもしく
叶故ハ右のうちつる矢ハ必引目尾ハ出つるもの矢ハ
仮て菊をかくしと申と申しのうちつるの方極法を
度くるれハ必法をなるる古今物しかしかの生ハ
法をつくるまてもれの事ハ見とると大事ハ後
思を故ようなるをうちをくれたるもの

一八廻日記に侍云暮月と一番ハ上古ハ十四ようて
結ちくをを一番くをを今ハ古と一番くを

一又云引目と結ふ皮の房サハ一すみして右方の物と等か
らのくかをあとすこ形ハ中ノマ きるこ長サハ定れ

るのち一番の引目と二番をかて考てをかれ
皮をとをと結ちたるをを右方ハ物しけをく
引目をの大小によりて皮の本縁下方又引目と申ふ
皮のの何度みてをくをを中或ハ遠度と味草菊皮
ををあてゆくをを中或ハ遠度を

一又云引目を為不考くを事行ふかるを平安ハをを記
ふをふをを考ふを出ををハををを
房をりふををををハ目をふらふの中の考目をハのをちの
ちをを

一又云引目をの結と杉をて事をつくをハ右や一すや右ど
のうをて結て引目の目をつををれ和くををををく

一太刀馬足ニ大引目小引目かいるゝ様ちんさき引目
と　貞吉ニ暮目と書ク　タテかいるゝとゝ
又ニ小引目をかゝるゝゝハひきく
るゝゝつるゝとかゝるゝゝゝゝわり但実くるゝの小引目とハふ
引目ゝゝもかゝるゝゝふりつかゝす

一大太刀物雑ゝニ太刀ゝゝゝゝ

○一　笠うけ引目　射御拾遺抄ニ笠懸引目ト根本ハ同キカラ
ニ実朝の時代ヨリ之の笠懸引目ヨリ出タカラ
一射御持長記ニ引目の事一月ヨリ五月ヲ春ト言ヒ行ヒ
ヲ夏ト言フ根本ハ同キカラ実朝の時代ヨリ今の笠懸
引目ハ変る者ニ
一鳥帽子ニ笠懸かゝの事一箆ヲ二ツハ羽半ト云
ヒ一箆ヲ二ツの羽ヲ一ツ

一義経之笠懸ニ引目かしらに出るこゝのかたをすると
云し

一射場之笠懸引目の文言
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一[illegible]書別記云[illegible]

[illegible]

一笠懸射手帖記云引目と持せハきりゝ中[illegible]

[illegible]

[illegible]ハ持せ[illegible]

[illegible]ハ哥[illegible]

一又云[illegible]

[illegible]

一又云[illegible]

[illegible]

一又云[illegible]

[illegible]

一又云[illegible]

[illegible]

一又云[illegible]

[illegible]

一上賢[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一又云ハ[illegible]但[illegible]の[illegible]
[illegible]小笠[illegible]
一又云引用[illegible]
[illegible]の笠[illegible]引用[illegible]
[illegible]
一又云[illegible]ハ[illegible]
一又云笠[illegible]引用の[illegible]ハ実[illegible]の[illegible]
記又曰く
一又云引用四月[illegible]
笠[illegible]の引用[illegible]又四月[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

[illegible]
一又云引用[illegible]
[illegible]
一[illegible]書云笠[illegible]の筆[illegible]
[illegible]節ハ[illegible]の節と[illegible]
[illegible]
[illegible]

の内のもの

一弓馬之冊子笠懸幕引方之
什分寸八弓長之八十一分八七ツまた
ちちかた八赤之ゝ柱の本ゝ
の本ゝてくゝる

弓馬之冊の畫

一笠懸聞書之笠懸引目のひゝきめ中程のとゝ巻より
下を十二ひゝくゝし宮本をあつるよ中くゝ本ゝる本宮本あ
てうゝき好よ宮本と中くゝ左ゝ本ゝるしのもゝとゝ
大竹をとうゝ本ゝをかせゝ程よりてしゝくゝする巻
貞丈云の云ゝ八引目の内座の方箙のもゝ箙のもゝ四五分し入る程よ
穴をあけくゝ箙をゝゝゝゝもゝゝの穴をかせゝくゝあけて本ゝて行を先く割てゝれゝて

ゝゝ
けゝゝ

一又云笠懸引目八皮袋よ入物し箙ゝ八袋ゝゝ革とゝぎて
箙巻ゝをぬゝゝゝし巻ゝ箙を持て鞍ゝもの順ゝゝ
て付て右のもゝを以て外く巻ゝし矢ゝゝゝと沓ゝゝゝ外ゝ
おゝゝ巻のゝゝゝく保ゝ巻皮をかてゝ外ゝゝゝ箙
袋の内の方ゝゝゝ箙巻革ゝもの一寸ゝ
一笠懸矢作法記云引目八袋よ可入相の紋の縁皮を紋の紋
詞敷ゝゝ平人八甲斐国革ゝ可用ゝ錦革ゝゝ
紋をかて中平ゝて深ゝるゝゝ海世ゝて皮ゝゝ
貞丈云ゝ革ゝ皮ゝ皮ゝ方極の
ゝ用ゝ係ゝ平人八ゝ
一笠懸聞書云笠懸引目のひゝきめ家紋のゝゝ

[illegible]

一 [illegible]

一 宗仁[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

○一 小笠原引目　射御拾遺抄云引目小笠原を射る也

四月九或八七ヨリ云[illegible]

八[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 射御拾遺記云引目　実引目八长サ四寸目八九或八七

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一高忠聞書ニ小笠懸の矢のこと板の事一筋ハこがら筋と
[illegible]

[illegible]

[illegible]

かみのくくづすべきもの又ハすハらゝ竹をするゝ又ハ
をゝてゝすゝゝ竹ハめをゝてゝ根をゝきゝすゝ考をゝ
すゝゝ仰ハ根ゝけ罩すゝ

一上賢物之小笠原ゝの按所のゝ中略之内ゝ多くゝ節ゝ
ゝ細ハ的ゝゝてゝゝ竹ゝゝて射ゝゝ自紙ゝやゝゝ
すゝゝゝゝゝ所ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ作ゝすゝゝ細ハ竹ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

一細川
笠懸日記之見ハ小笠懸の
引目之目ハ九つゝ文墨ゝ
ゝゝゝ文箆ゝゝ目ゝゝ
二ゝゝゝゝ切入ゝ考ゝゝゝ上

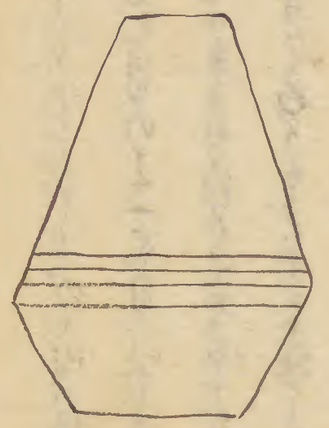

目ゝゝゝ
中書ゝゝ小ゝ
ゝゝゝゝ

ゝゝ射ゝゝゝゝゝ

一射ゝゝ方角書之小笠懸ゝゝゝハ常のゝ蓑目ゝ
ゝ法ゝゝ弓ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ

八月ころ芋八月初引月ころ赤くなりいろの比
ようやく黒くなるころ用ゆ今八月盆ちかくなる赤
くなるころ仕る但黒くなる時分過て小盆無
の引月八月ころ用ゆるなり

一法量物異市之小盆無引月八月ころ
ゑ一月八九七月ころ八ころ一色也

一弓法秘書之小盆無の引月ころの事 芋八月仕と割ころす
して色ゑ(法の入る所也)ゑ(ちがへる也)ゑて仕ぐ一色八ころ一色
八月ころ八月ころ焦へしねハ芋ねハ芋のねと
用る文章ゑ之ゑ之ゑ用ゆ又ゑ用ゆ
ちがへるゑ之ゑ之ゑ芋ゑ芋引月八芋ゑ又芋引月

月ゑ八四ゑ月八九月七月ころ三月寒て糸月のゑてゑ
ゑ之ゑ之ゑ之ゑ之ゑ之ゑ之ゑ之ゑ之ゑ
と用ゑ

一弓法秘伝ゑ之ゑ芋ゑ芋引月八芋ゑ又芋引月と
ゑ八小盆無の引月ゑ之ゑ八のゑ引月ゑ書ゑ又大ゑ之ゑ八
よのゑ之ゑ大ゑ之ゑ書ゑ用八ゑ之ゑ大ゑ之ゑ今用ゑ
ちゑ之ゑ引月ゑ

弓法秘書
小盆無引
月の図

小盆無引月ゑ之ゑ
芋ゑ芋ゑ芋ゑ芋ゑ
ちがへる也

一八廻日記口伝ゑ小盆無のゑ之ゑ

国立公文書館
National Archives of Japan

○一 木棒（キボウ） 貞丈云棒の字は或ハ鋒の字と同じく用ゆ棒とキボウハキツイ様にて形丸く
て木の棒のこと也と分釋く根と鉄鋒の形と四角すくなると定角
しゝ或ハ木棒を書木ちゝゝそけつゝ
ゝゝてゝゝゝ

一弓法私書之つゝりの上ゝ矢所とゝ寸数のゝ一二三又七九十之
すゝ〳〵四ちハゝゝゝ事ゝ二ゝゝ寸時ゝ数をゝゝゝゝ巻ゝゝゝ巻二
斗ハゝゝゝゝるゝゝゝゝゝ矢所ゝゝゝゝゝ

一 射御持長記云三の羽の名きねゆすりとみもし又云ぬく
ろ〻の羽とハ何をさしつけあるを乗し
一 関ヶ記云矢ましぬ羽のもハとんぶとうとあるとをれ
し但口伝あり乗ゝ物書も又云ろうとうふとうとあるを
きちゝハ為ゝ矢ゝ羽のもきたゝしあるとき
ちぶハをさゝり一矢てよつをさゝし
一 又云為ゝてゝ羽のもハ南ゝのの羽とをゝるもとう又れ
ゝちゝの尾羽と陸てをよつくゝるハまだの走ゝ尾と陸る
んも物口伝あり
一 又云〻〻の走ゝ尾とゝのをゝ走をよつくゝるもち
一 又云矢代ちんとゝゝよ陸のゝの羽のをてをしわる

るもありこれ悪ゝつゝゝゝゝ矢ハゝゝゝゝのちわるゝ走せんちゝを
射るゝるあれハわるをゝゝ羽ををゝ
一 又云ゝ矢ゝんの為とゝるををよつくゝゝゝ羽のもゝ大をゝ羽を
必つけゝゝ又云四五羽のもゝけをゝけをゝちてゝ走つゝいをと
しわるゝ射ゝゝ為けゝをきゝるゝとんてゝゝあゝすゝをを
をゝゝ
一 高忠聞書云四ゝゝの矢ををけをゝ羽ゝ内ゝをゝちゝハか
羽ゝ内ゝ句ゝるゝゝまゝゝきゝ羽ゝ羽ゝもきゝわゝゝハ少羽ゝ羽ゝをゝ
一 射御持長記云大将の御切矢ハ神破ちるゝ
神破ゝ
一 高忠聞書云矢ゝ矢ゝ矢の羽ゝなる事ゝゝゝ矢ゝか

[illegible]

的矢ようなる時は略儀と申す射[illegible]のまやさきの時[illegible]羽一ツ

[illegible]ハ矢ようなる[illegible]きんとく笠懸[illegible]矢[illegible]

[illegible]れ鷹の羽なるまきるもしは猶ハ尋ねる

[illegible]中なること仰せ

一又云山鳥の尾矢ようふうふう矢ようなるの

う

の少羽ようなるも申儀と皆山鳥の尾ようなるもあるべ

らず但きんとくなれば略儀なれば也

近年御所ようなる

一又云矢の羽ふうの事四寸ちかくなるハ四ツ

ようなる矢なるべしなれハ四ツ

けハ又寸ちかくなる可仰なれて笠懸ようなる射ようの羽

ハ四寸一二分ようなるの事なるべし

一又云深羽云生羽の白尾と深ようなる人のようなる人数の羽

鷺の羽ようなるなれば但略儀なれば白尾と深ようなる

一又云矢ようなる羽の名のようなるとハ尾

云御ようなる事ようなるとハ御[illegible]用ようなる事ようなるとハ

ゆたりとうたし

一又云矢の羽とは羽ちりとは矢めりまく
うつよ深りたるをもこれハ何のと申てよきぐ矢と申
羽とは小羽ゆたりの少羽とうたし矢とうたる時きの羽
毛りの下をなるる羽とゆりとうたしとれハ申てよきぐる
矢をこれハ中羽といつるをもこれハ申てよきぐる
あるへかりすこれハ秘伝なり

一又云まとのうつくしうたしとうたる今のうつくしうたし
をもし俗言の羽をうたし俗羽とうたし今てまとをきみて
仕てのちくりつくきこたぐうたし今のうつくしうたまきこ

一又云常の名称より羽一尾と一ちるとあ称とするとうたし

一又云的矢の羽の中うるをて中くろ小中是のるハ射よりとうたし

一又云羽のちりき方とハすうたしぎくと又のハうたしとうたし

一又云ぬくろの羽とハ行矢をちるをもし人を調伏する射
のちよりとうたし

一鬼的鬼書たりの羽ちるを公方様の清的ちうの人射ちき
るをし自然鬼的ちうの人ハ弓者の羽何矢をとうたくハ
是中ちをと弾をくしとうたしをもちるをもハ羽とうたきの白のす
こたれの的ちを射ハ射ハ大なる羽可然ハ矢 貞丈云矢之事
ちうたうたうた

小中黒ハ用ゆる物と計之を知式的なるよりをくき物と佐之茶口信刑

一又云的矢の羽たみハ矢方先ちすりよりをくし

一扇続云羽とかくなくしたくをくし

一又云鳥の羽くしゆきの羽くけきやくとすきそるのこすし

一又云羽の仕事のるゝ一石寸二きりふ三中黒

一お退物方ゆきをきわのお退毎の時ハ大なる羽と用くしをくい

ゆハ少なる羽たるべし

一又云之をなの羽つをくるゝ照屋し形形の方ハ黒茶出茶

又時の時ハ詳明なるべし之る金ハ之なの羽と羽の之

指先のくちをの形と仕りてと鳥の羽と走羽先羽と

和白鳥の羽こゆの羽なるとちすりよりをくし何羽と之

ゆきをすくくと鳥の羽ハ走羽なるべし也為先羽羽と同

事なるゝ小なる羽ハ略屋し

一又云之ゆきのかくわ略屋しきる時黒毛ま

せくハ二なの羽なるべし鳥の羽一生羽二つなるハ鳥羽を羽

羽二ツ腰なるべし又生羽二毛鶴の黒ハ羽の内一なるハ生

羽ハ毛羽和白ゆきゆなる鶴の羽と矢くしいろ毛と計仕

たるべし

一又云鶴の黒つ羽を判安淳毛の先の人ちとてハ矢毛

しくを入道ハくるゝ和仕

一高忠毎書別記云羽のちをきゆ方とすくくきを又のハをを

りをし

一又ゝ[illegible]はたゝの[illegible]もし　貞丈[illegible]
とゞゝの[illegible]ゝ人の[illegible]
はたゝの[illegible]
めゝ[illegible]

一[illegible]

一弓馬故実ゝ者ゝ人のゝ[illegible]
くゝ[illegible]
今[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一又ゝ山[illegible]

かゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

八割の張とする

一的出来記之的之羽のるるれ羽不徹はきり角きて鉄
破てて出て出くの事之の羽のるるれて出て又之意の羽と出
之れの射るハ的之又之警蹴（ケンマ）の羽とき手せて用ル
是之を時之射て之又之之之合の時と引るるハ是つ
羽と一射ケ出と略張て又之深羽ちて的之るなれ
来十四五の年東京自紙ケて之射ること

一射之家用之之大将軍之ちの人の矢ハきりふとなるこ
羽軍の羽こ年人ハ行之ちて矢しかを尾こて中ケて
紙之

一上賢物之如（ふくらん）くろの羽を行の矢ちて人を調伝る

一時の矢ケ矢ケる矢こ　矢之之待ハ人を調伝ちて中ケ調伝
将こ士年こ行のちくん人ハ敵を調
伝ちて人ハ女ちのちて調伝ハ女ちのちて

一諸書当用物之羽ハ一尺ちのちて人一ちて他大
羽数十四一尺こ小ちの羽数十二尺こ　貞之之中文之羽之之ハ引の
大ちの小ちて之ハ是こ中に出羽之之
ちて人ハ右方の羽ちの中ちて羽こ
羽こ大引こ大引ちり小引こ

一法量物異ちの羽のこ中のこ　引用こ限て四寸又ハ四寸
二分こ

一又之意の羽とちぐ結ちて中ちて矢ちて人ちぐこ中ちて
矢の矢こ　中（ケンマ）こ矢の記ちて

一弓法和書之之の羽の時ちて羽を羽中の時の用れ上
ちて人ちて人ちて用ちて人ちて用ちて人ちて用ちて

一又云矢ハ[illegible]の羽根の羽象の羽ハ調
物の時の矢ハ[illegible]
一又云ハ[illegible]の引尾ハ[illegible]ハ一ツ二ツハ[illegible]
[illegible]
一又云鷲の羽ハ[illegible]
[illegible]
一弓法秘書云色[illegible]
一又云羽二色[illegible]
一又云[illegible]
一又云矢の羽長ハ何[illegible]ハ四寸[illegible]

的矢[illegible]ハ羽[illegible]四月[illegible]
何[illegible]
一又云[illegible]の時[illegible]羽[illegible]
のもの見れ四[illegible]
一弓法秘伝書云[illegible]ハ鷲の羽深羽[illegible]
[illegible]
一弓法秘書云鷲の羽をんて矢[illegible]的矢[illegible]
[illegible]
引用[illegible]の時ハ鷲の羽[illegible]

一八週日記ハ[illegible]

一又[illegible]

一又[illegible]

一箙の事　射御拾遺抄[illegible]

一射御拾遺抄[illegible]

一岡本記[illegible]

一又[illegible]

一又箙[illegible]

一又箙[illegible]

[illegible]

一又之回つゝ[illegible]ハよく[illegible]ちて篭とちんの[illegible]つよつ[illegible]

一[illegible]篭[illegible]射[illegible]引目[illegible]れ[illegible]

[illegible]のの[illegible]のとゝ[illegible]と入て[illegible]か

[illegible]四月の[illegible]徳矢の[illegible]けん[illegible]

[illegible]

一又之篭徳射[illegible]

[illegible]

一[illegible]げ小節[illegible]

かけ

一弓馬放矢[illegible]四月[illegible]引目[illegible]

[illegible]の数[illegible]殘ハの字と入てけん[illegible]

[illegible]人毎[illegible]中[illegible]

[illegible]

一射[illegible]家[illegible]出[illegible]頁徳矢[illegible]

[illegible]篭[illegible]

[illegible]

一上賢物[illegible]細の[illegible]列の後る[illegible]黄八篭と

洗[illegible]

[illegible]

一弓法秘書之内ニ[illegible]

[illegible]

一又之如[illegible]

[illegible]

一又之如[illegible]

[illegible]

一又之かりまた[illegible]

[illegible]

一弓法秘伝[illegible]

[illegible]

一又之何の[illegible]

一又之引用[illegible]

[illegible]

[illegible]

一八廻日記に傳之夏切とあり八夏の古用中よりやどて切とあり

[illegible]

射よ去月五日十日八うるて切ることゝ中ル

一又之引月うち射うち笠懸うちうち時ハのまいそぎて
行うちとゝきんうちのうち去のあるめうちのうちもの
かうめうちのうち去うち時ハのまを入てきしくうちん
うみてんうかうゝし引月うち八射うちれるし

一矢篦節　高忠聞書之ゝ矢百矢ちゝ八あんとう
のうちとかるちくし射うち笠懸うち小笠懸うちかう
矢のうちめうちゝうちゝ八祝平とかるちする的矢ぢん
ゝゝハすぐうちとかるちするう
一射所拾遺抄之矢のかるる征矢八射ゝ矢のうち的矢めゝ
らハせうて射うち笠懸うちハ祝平のうち裳敵之又四
ち篦ちゝるかん
一圓的聞之ゝ的矢ゝハすぐうちとかるちゝ祝平のるハんる
ハうきゝゝうちゝかるちゝ式ハ射矢のうち裳敵の射
之
一扇続之長うちみ小節うち的矢ゝ可続ぐうちみ方ゝ

一弓馬故実ニつきての事ニハ征矢之時ハ[illegible]
しと掛くるハ[illegible]の分ハすげつと掛申ス此遠申し
候て時候ニハ[illegible]と申ス[illegible]
なる征矢の時ハ[illegible]の[illegible]申ス[illegible]ハ一段
の時候ハ[illegible]
矢の矢所[illegible]

一又ニ矢ニ候て上申[illegible]ニ征矢の
[illegible]ハすげつ的矢ハ射矢の[illegible]
候ニ矢ハ相申ようと[illegible]
したニ[illegible]ハ的の矢ハ[illegible]
世ニハ多の矢数と[illegible]

[illegible]
射ニ[illegible]矢の[illegible]と[illegible]
の[illegible]
[illegible]

一弓法秘書ニ矢の[illegible]征矢ハ[illegible]
しと的矢ハ[illegible]すげつ[illegible]
ハ相申の[illegible]と[illegible]
中ニ[illegible]
つ[illegible]
[illegible]
[illegible]

一弓法秘書之内ニ毫ハ弓みとりる毫のるし

一弓法秘傳書之毫をとりるハ弓みとりたる毫の事し

一弓法秘書之内ニ弓みとりる毫ハ弦を限て弓後ちり

一又之射手の弓と中後ハ的矢を限て弓るしこと矢みとり

しき弦と弓ハ射手の的をハつくるよりる的のるし

一弓法秘傳書之引目ハ弦手のすを考すし弦矢ハ

あつ弓の命と考たるし為て矢の命とすけるもの

しと矢丈えまげ的矢をうたを射手のすとを尚と矢

ハりすの命と考すし

一矢さた高忠聞書之ハ弓はるの的矢笠懸ハ大射

ハ是こ矢を横さきの矢たるる何さるしきとて不持

こ為書係よりハ下射ちるる矢のを仕をこきりて

ぬるときを弓ハ弓射ちの矢をて射るの考るハ

ら

一扇矯之内毫のあハ考るるもて弦とするし

一上賢物之矢弓弦と考るよ筈と命とのちる矢ある人して

きハ考ちる矢すと弓弦と矢ハ考

一用害記之内ハ考しと之ハ考毫ある弓をて考し矢し貞丈考すの

とをきすれハ弓のよ考毫ちりて考し矢し貞丈考すの

ハれて的矢の弦とる考ちりてれハ弓すくるて的の弦

ちるれハ弓れとりて的を弦すて的の弦と上考の弦と矢れるこ弓ハ考の考毫

横さきこ弦ハ横ちる

一八週日記ハ傳矢ノ糸ヲ以テ巻キ巻ノ糸ハ分銅掛ル矢自
然ト糸ニ巻キ付ル時必ズ巻ケレハ矢人ハ文糸ニ巻ノ
時ハ巻キ付ル糸ニテ巻キ付ル
一大永蔵ニ矢筈長サ巻数二ツ 貞丈云上ハ巻ノ長サハ
筈タケ二ツノ長サナリ 巻ハ筈
巻ノ長サ巻ニ二ツ 貞丈云筈長サ筈巻ニテ上ニ
ナリ巻ハ筈巻ニ二ツ巻ル 貞丈云筈長サ筈巻ニテ上ニ
ナリ巻ハ筈巻ニ二ツ巻ル 貞丈云筈ノ長サハ筈長サノ二ツ分ナリ巻ル 是ハ二ツ巻ノ分
ナリ 神代図書ニ但ハ矢ノ
神代ハ矢ニテ弓矢ハ矢ハ長
ク大ク的矢笠鷲ノ羽ハ竹ニ巻ノ巻ル
巻巻ノ長サ三分ニ巻ル但ハ巻ノ巻ル
巻巻ノ筈ノ長サ

是ヲ云フ

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

一 貞丈云射御指遣物ハ[illegible]

一 圖和記云[illegible]的矢の筈のこと[illegible]

一 又云[illegible]ハ皮ハ割て弦[illegible]引用[illegible]

一 射御指書記云一ハ四目中黒 筈ハ角にてすると[illegible]

一 弓法和書云[illegible]筈をもつるきの筈をもくて[illegible]

一 又云[illegible]四目[illegible]射[illegible]

一 又云つ[illegible]る筈[illegible]

一 又云[illegible]筈の[illegible]

一 又云よ[illegible]ハつ[illegible]筈の[illegible]

一 又云矢筈ハけ[illegible]

[illegible]

一弓法秘伝竹之矢ハ徳川家ハ[illegible]

一寛永記之二節箭ハ箭竹と箆竹又の竹

[illegible]四節の矢ハ節竹と軍竹の矢ハ四節箆と[illegible]

又之節竹ハ節をしゐ[illegible]的矢の竹ハ節をも

[illegible]

一矢印　射御拾遺抄之矢印ハ羽平より書[illegible]

[illegible]ハ羽平ものきくけ之所いつくまで書

[illegible]

一射御持長記之徳矢ハ本[illegible]羽ハ[illegible]矢

[illegible]ハ羽平ものの上に[illegible]

一高麗国書別記之[illegible]

[illegible]

一弓馬故実之矢[illegible]

[illegible]

時代之通の通り一方に書へし通例名簿之通り書く
あし由世人間所之の名字宮之の内の誰と無名と書く
る中に由或人名之通り（貞文公之方より矢平書之人
大猪引用の通り）
一猪之方南書に矢之通るものは如引用山之通のひきよ
ハ祖平之通りてひきんとすれ共矢之通り
かゝる人之通り祖の通りくるまれより名一束之通りて
上之平之通り矢之人名字之書と名字之書て書
る但猪之通りてのるハ書之通りて之通りくまる軍の猪と係る
事有之ハの為之的矢等無之時ハ矢之通る通り之
矢之人之通りあるべし
一諸書當用物之矢之通るものは祖平より二所之内より二所之
書り所之通り上平ハ有之大くハ祖平より通る所之
ゆ
ゝの間祖平之かより所名字之外又有之て
きの下る一束平通て可書又くまれの上る一束之
可書
一又之有り所矢より矢平書るの四之の猪すゝ祖平之
て別有之ゝの節より下書之ゝ之の猪と祖と上之有て
矢平書し名字宮遠ハ南命より平書ハ名字と書へ
一
一弓法秘傳竹書之通り矢より矢之通るすゝ人祖平有之ゝの節
すみきゝ（かゝ）ゝ之の内何之通るのぬゝ次平よすゝ祖平に
ゝ有る戦節の方より書し有之ゝ人ハ祖のゝ通

[illegible]

一又云矢ヒ[illegible]ハ名字ヨリ官名ヲ書シ名ハ[illegible]
又名字ヲ名字ヲ書ヘシ[illegible]
[illegible]

一又云矢ヒ[illegible]ハ名字官名ヲ書シ名ハ[illegible]
又名字ヲ名字ヲ書ヘシ[illegible]
[illegible]

一又云矢ヒ[illegible]ハ[illegible]
のヒ[illegible]ハ[illegible]ヲ氏ト実名ト書ヘシ
或ハ名字又ハ[illegible]
一[illegible]引用の矢ヒ[illegible]ハ[illegible]

方ヨリ[illegible]の名字ヲ書[illegible]る名字ヲ馬[illegible]
車[illegible]
[illegible]
行[illegible]矢ヒ[illegible]
[illegible]
きの下ニ[illegible]ハ[illegible]
一[illegible]足ニ[illegible]引用の[illegible]矢ヒ[illegible]
の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一八週日記口伝ニ小笠原摂津元長引用ノ矢ヒ[illegible]十

国立公文書館
National Archives of Japan

的ヨリ射矢ヲ射ル射ハヒキテ[ヒイ]ヒキツ
ヒキツ[ヒイ]
ヒキツ
ヒキツ
ヒキツ

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

一諸書当用物之事[illegible]

[illegible]

一弓法私書之事[illegible]

[illegible]

一又云四月[illegible]

一又云かりまたの[illegible]

[illegible]

[illegible]

一又云[illegible]

一又云[illegible]

一又云[illegible]

一八廻日記に[illegible]

[illegible]

一又云[illegible]

[illegible]

一[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan